

# 糸満フィッシャリーナ利用者申請要項

- 申請受付期間 随時
- 申請受付方法 持参又は下記への郵送により受け付けます。
- 申請場所 糸満フィッシャリーナ 管理事務所  
〒901-0306 糸満市西崎町1丁目6番9  
電話 098-840-3459 / FAX 098-840-3460

■ 目次	
1 申請概要	1 P
2 応募にかかる注意事項	2 P
3 主な利用条件	3 P
4 利用料	4 P、5 P
5 応募に必要な書類	6 P
6 施設の運営について	6 P
7 利用できる施設の概要	7 P
8 利用許可申請書（記入例）	8 P
利用許可申請書	9 P
利用許可申請書 裏面	10 P
9 航行安全の心得	11 P
10 申請手順	12 P
11 糸満フィッシャリーナ平面図	13 P
12 糸満フィッシャリーナ施設番号配置図	13 P

☆申請資格等、この募集要項を最後までよく読んで、ご申請下さい。

2013年3月1日現在

## 1 申請概要

(1) 申請艇	ヨット又は動力付ボート (艇の規格は、実測で艇長が18m以下、艇幅が5.2m以下とする。)
(2) 船舶要件	<p>注1) 船舶検査証書の用途欄が「プレジャーヨット」又は「プレジャーモーターボート」等となっていること。</p> <p>注2) 艇長は、船舶検査証書に記載されている登録長ではなく、船外機等の付属品を含んで実測した艇の全長をいいます。(艇幅も同様に付属品を含む実測全幅長をいう。)</p> <p>注3) 賠償責任保険に加入していること。加入していない場合は、艇の搬入までに必ず加入すること。</p> <p>注4) 施設は海上浮棧橋と陸上駐艇場からなっており、施設利用の基本は、「自己責任・自己管理」です。</p>
(3) 申請資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請艇の所有者であること</li><li>  ※申請者と船舶所有者が異なる場合は委任状、実印押印</li><li>・ 申請者又は共有者又は法人の管理責任者が海技免状を保有していること (申請者は、共有者がある場合は共有代表者、法人の場合は法人代表者)</li><li>・ 緊急連絡時に艇の養生が迅速に対応できること</li></ul>
(4) その他	

## 2 申請にかかる注意事項

- (1) 申請書類を受付けた後は、その内容は変更できません。
- (2) 申請書類はお返しできません。
- (3) 申請書類に不備がある場合は、許可できません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合、申請資格がないことが判明した場合には利用許可を無効とします。
- (5) 許可後、指定する期日までに利用料を納付しない場合は、許可を無効とします。
- (6) 申請する艇は、日本小型船舶検査機構の検査を受けていることが必要です。
- (7) 賠償責任保険に加入している艇であること。未加入の艇は搬入日までに必ず加入しておいて下さい。
- (8) 申請者1人につき申請できるのは1艇のみです。同一艇について異なる者による申請はできません。
- (9) 申請書類受付後、艇の変更は認めません。

### 3 主な利用条件

施設の利用に際しての主な条件は次のとおりです。

- (1) 利用できる者の範囲は、1艇につき登録した「申請者」及びその同伴者とします。  
(法人の場合は法人の利用許可を得た海技免状を保有する者及びその同伴者。)
- (2) 許可の期間は最長一年です。継続利用する場合は、その都度、利用許可申請が必要です。なお、申請の際は、今回の提出書類と同様の添付書類が必要です。
- (3) 年間の休業日及び施設の利用時間は原則として次のとおりです。

休業日	事務所定休日：毎週水曜日 12月29日から翌年1月3日まで（年末年始）	
	4月1日から 10月31日まで	午前8時～午後6時まで
利用時間	11月1日から 3月31日まで	午前8時～午後5時まで

- (4) 施設の管理上必要がある場合は、利用を許可した係留施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (5) 艇の管理は、利用者の責任で行っていただきます。許可にあたって、誓約書、船体管理計画書等の提出が必要となる場合があります。
- (6) この許可にかかる権利の譲渡はできません。また、転貸や担保に供することもできません。
- (7) 許可後の艇の変更は、原則として認めません。
- (8) 許可後の艇の名義変更は、原則として認めません。
- (9) 施設内では、営業許可を受けた者以外の一切の営業行為及びこれに準ずる行為を行うことはできません。
- (10) 次の行為を行う者に対しては、本施設への申請は認められません。なお、申請者にかかる必要な照会を関係機関に対して行います。また許可者において下記行為を行うものの許可は取り消します。
  - ① 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
  - ② 暴力行為の常習者またはその恐れがある方。
  - ③ 施設を損傷し、または滅失する恐れがあると認められるとき。
  - ④ その他管理上、支障があると認められるとき。
- (11) 利用にあたっては、糸満フィッシャリーナ航行安全心得を遵守すること。
- (12) 上記のほか、別に定める施設利用に関する諸規程に従うこと。

#### 4 利用料金

利用料金（消費税含む）は、次のとおりです。

(1) 駐艇場、浮棧橋（ディンギー型ヨットを除く）利用料

（単位：円）

単位	区分	5m未満	5m～ 6m未満	6m～ 7m未満	7m～ 8m未満	8m～ 9m未満	9m～ 10m未満	10m～ 11m未満	11m～ 12m未満	12m～ 13m未満	13m～ 14m未満	14m～ 15m以下	15mを超す もの
1日につき	駐艇場	410	490	570	650	740	820	900	980	1,060	1,150	1,230	1m毎に 80円 加算
	9m 浮棧橋	960			1,100	1,230	1,370	-	-	-	-	-	1m毎に 140円 加算
	12m 浮棧橋	1,370					1,510	1,640	1,780	-	-		
	13m 浮棧橋	1,510							1,640	1,780	1,920	2,050	
	18m 浮棧橋	2,050											
単位	区分	5m未満	5m～ 6m未満	6m～ 7m未満	7m～ 8m未満	8m～ 9m未満	9m～ 10m未満	10m～ 11m未満	11m～ 12m未満	12m～ 13m未満	13m～ 14m未満	14m～ 15m以下	15mを超す もの
1月につき	駐艇場	6,170	7,400	8,640	9,870	11,100	12,340	13,570	14,810	16,040	17,280	18,510	1m毎に 1,240円 加算
	9m 浮棧橋	14,400			16,450	18,510	20,570	-	-	-	-	-	1m毎に 2,050円 加算
	12m 浮棧橋	20,570					22,620	24,680	26,740	-	-		
	13m 浮棧橋	22,620							24,680	26,740	28,800	-	
	18m 浮棧橋	30,850											
単位	区分	5m未満	5m～ 6m未満	6m～ 7m未満	7m～ 8m未満	8m～ 9m未満	9m～ 10m未満	10m～ 11m未満	11m～ 12m未満	12m～ 13m未満	13m～ 14m未満	14m～ 15m以下	15mを超す もの
1年につき	駐艇場	61,710	74,050	86,400	98,740	111,080	123,420	135,770	148,110	160,450	172,800	185,140	1m毎に 12,340円 加算
	9m 浮棧橋	144,000			164,570	185,140	205,710	-	-	-	-	-	1m毎に 12,340円 加算
	13m 浮棧橋	226,280							246,850	267,420	288,000	-	

※ 12m及び18m浮棧橋は最長6カ月までの申請しか出来ません。

## (2) ディンギー型ヨットの駐艇場利用料

(単位：円)

単 位	使 用 料		
	艇長 3 m未満のもの	艇長 3 m以上 5 m未満のもの	艇長 5 m以上のもの
利用期間が 1 日につき	210	300	430
利用期間が 1 月につき	2, 160	3, 020	4, 320
利用期間が 1 年につき	21, 600	30, 240	43, 200

## (3) その他の施設利用料

(単位：円)

施設種別	単 位		使用料
ホイールローダー利用料	揚艇及び降艇 1 回につき (上下架能力：重量3.5tまで)		510
給水施設利用料	1 基30分につき		150
給電施設利用料	1 基30分につき		190
	1 基 1 日につき		1, 560
駐 車 場	原動機付自転車及び自動二輪車	1 台 1 日につき	100
	普通自動車	1 台 1 日につき	300
	中型バス	1 台 1 日につき	2, 000
	大型バス	1 台 1 日につき	3, 000
船台利用料	ヨット船台	1 台 1 日につき	1, 980
	ボート船台	1 台 1 日につき	1, 230
高圧洗浄機利用料	1 時間につき		1, 540
シャワー利用料	1 人 1 回につき		200

## 備考

- 艇長は、船舶検査証書に記載の登録値ではなく、船外機等の付属品を含んだ実測値です。
- 「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいいます。
- 双胴船等で 2 艇を占有する場合は、2 艇分の料金とします。
- 使用時間等が分、時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に 30 分、1 時間、1 日若しくは 1 月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が 30 分、1 時間、1 日若しくは 1 月未満であるときは、これらをそれぞれ 30 分、1 時間、1 日又は 1 月として計算します。
- 日帰りの施設利用者は外来扱いとし、外来者の上下架用斜路利用料は、1 回につき 2, 050 円とする。
- 利用期間が 15 日を超え 1 月未満の場合は、当該期間を 1 月として計算する。
- 利用期間が 10 ヶ月を超える場合は、当該期間を 1 年として計算する。

## 5 応募に必要な書類

### (1) 申請書

この募集要項の内容をよく読み、添付されている「糸満フィッシャリーナ利用許可申請書」に必要な事項を記載してください。

### (2) 添付書類

#### ①住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書

氏名、生年月日、住所が記載されていること、その他の事項の証明は不要です。

法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付して下さい。

証明書は、申請日より3ヶ月以内に交付されたものをご用意下さい。

申請日より3ヶ月以内に交付されたものをご用意下さい。

#### ②海技免状の写し

法人の場合は、法人代表者及び管理責任者のうち保有者分を添付して下さい。

#### ③応募艇の「側面全景写真」、陸上駐艇場利用の場合は「船台」を含めた「側面全景写真」をA4用紙に貼付けて提出してください。

#### ⑤船舶検査証書の写し(ディンギーヨット除く)

搬入艇が適法に航行できるものであることを確認します。

#### ⑥小型船舶登録事項通知書の写し(ディンギーヨット除く)

申請者がその艇の所有者であることを確認します。

※異なる場合は委任状を添付して下さい。

#### ⑦賠償責任保険証書の写し

未加入の場合は、許可後搬入日までに加入の上ご提出ください。

### (3) 返信用封筒

定形郵便用封筒(120×235mm) 1枚

※施設利用許可及び利用料金の通知を送付する際に使用します。

※申請者の住所、氏名、郵便番号を記載し、封筒に80円切手を貼ってください。

## 6 施設の運営について

(1) この施設は、艇の置き場として整備した施設です。出入港、艇の防犯、荒天時の艇の安全、航行中の事故等への対処は、利用者の責任で行ってください。

(2) 浮棧橋の周辺には、外部からの侵入を規制するフェンス等がありません。

(3) 浮棧橋の出入口には、ゲートを設置しております。

(4) 給油、修理施設はありません。

## 7 利用できる施設の概要

(1) 名称 糸満フィッシャリーナ

(2) 所在地 糸満市西崎町1丁目6番9

(3) 施設概要

施設名称	利用区分	規格 (m)		収容隻数 又は数量	単位	備考
		長さ	幅員			
駐艇場	陸上			140	隻	
		6	3.5	74		
		9	4.5	52		
		11	5	14		
浮棧橋	海上			97	隻	浮棧橋の幅員は 受入れ可能艇全 幅をいう。
	オーナー			71		
		9	3.2	57		
	ビジター	13	4.2	14		
				26		
	12	3.9	16			
18	5.2	10				
船揚場	船揚場			1 20	式 m	
上下架牽引施設	上下架施設 ホイローラー 船台			1 1 2	式 台 台	船揚場斜路及び 移動牽引用（上下 架能力 3.5t まで）
設 備	駐艇場 浮棧橋	給水 給水	給電 給電	7 10	基 基	
駐車場	計 管理棟 商業用地 緑地			252 116 116 20	台 台 台 台	内身障者用 4 台 内身障者用 4 台 内身障者用 1 台
管理棟	延べ床面積			1 84.9	棟 m2	2階建鉄骨構造 事務所・会議室



## 8 利用許可書（記入例）

第3号様式（第3条関係）受付番号

### 糸満フィッシャリーナ施設利用許可(変更)申請書

平成26年 3月 1日

糸満漁港ふれあい公園指定管理共同企業体 糸満漁業協同 組合長 殿

糸満漁港ふれあい公園条例第7条第1項の規定により裏面の糸満フィッシャリーナ利用許可条件を承諾の上で、利用許可申請します。

写真  
上半身  
3.5cm×2.5cm

申請者	ふりがな 氏名	いとまん びびこ 糸満 美々子		
	生年月日	S46年 12月 1日		
	住所	〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地		
	自宅電話番号	098-840-8111	職業	自営業
	携帯電話番号	090-1234-0000	勤務先 電話番号	098-840-8182

利用申請 期 間	H18年 6月 27日から H19年 3月 31日まで				
利用申請 場 所	駐艇場	6m未満	9m未満	11m未満	
	浮棧橋 (幅)	9(3.2)m未満 18(5.1)m未満	12(3.9)m未満	13(4.2)m未満	
艇 体	艇 種	1 モーターボート 2 デインギーヨット 3 クルーザーヨット 4 その他 ( )			
	艇 長	船検証長さ 8.7m	実測長 8.7m		
	艇 幅	登録幅 2.9m	実測幅 2.9m		
	艇 名	いとまん美々号	総トン数	5t未満、以上 ( ) t	
船舶検査済票の番号	第 123 - 11110000号				
小型船舶操縦士免許	一 級 第 0408030552xxx 号				
賠償責任保険	保険会社名	〇〇海上火災保険		保険証券番号	xx-x00x00

以下は記入しないでください。

区分	利用料		利用施設番号	許可番号
	1日以上1月未満	1月以上12月まで		
駐艇場	日 円	日 円		
浮棧橋	日 円	日 円		
利用許可期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

備考

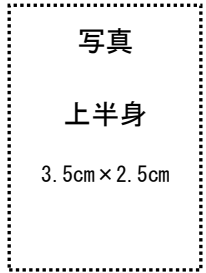
- 1 1月未満の利用の場合は、写真の貼付を必要としない。
- 2 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載のこと。

糸満フィッシャリーナ施設利用許可(変更)申請書

年 月 日

糸満漁港ふれあい公園指定管理者 糸満漁協 組合長 殿

糸満漁港ふれあい公園条例第7条第1項の規定により裏面の糸満フィッシャリーナ利用許可条件を承諾の上で、利用許可申請します。



申請者	ふりがな 氏 名	印		
	生年月日	年	月	日
	住 所	〒		
	自宅電話番号		職業	
	携帯電話番号		勤務先 電話番号	

利用申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用申請 場 所	駐艇場	6 m未満	9 m未満	1 1 m未満
	浮棧橋 (幅)	9 (3.2) m未満 1 8 (5.1) m未満	1 2 (3.9) m未満	1 3 (4.2) m未満
艇 体	艇 種	1 モーターボート      2 ディンギーヨット      3 クルーザーヨット 4 その他 (                      )		
	艇 長	船検証長さ	m	実測長                      m
	艇 幅	登録幅	m	実測幅                      m
	艇 名		総トン数	5 t 未満、以上 (      ) t
船舶検査済票の番号				
小型船舶操縦士免許				
賠償責任保険	保険会社名		保険証券番号	

以下は記入しないでください。

区分	利用料		利用施設番号	許可番号
	1日以上1月未満	1月以上12月まで		
駐艇場	日 円	月 円		
浮棧橋	日 円	月 円		
利用許可期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで			

備考

- 1 1月未満の利用の場合は、写真の貼付を必要としない。
- 2 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載のこと。

### 第3号様式(第3条関係)の裏面

#### 糸満フィッシャリーナ使用許可条件

プレジャーボートの係留施設である、糸満フィッシャリーナ（以下「本施設」という。）は、次の条件を付した上で、使用を許可します。

- 1 糸満漁港ふれあい公園条例、同条例施行規則及び本糸満フィッシャリーナ使用許可条件を遵守すること。違反した場合は、使用許可を取り消す場合があります。
- 2 本施設使用の基本は、「自己責任・自己管理」です。  
本施設の使用許可は、プレジャーボートを係留するための設備の使用許可であり、プレジャーボートの保管契約ではありませんので次の事項を厳守すること。
  - 1) 使用許可を受けたプレジャーボートが、暴風、豪雨、地震、地滑り、落盤その他の自然的現象、騒乱、暴動その他の人為的な現象などの不可抗力、遭難、衝突、その他人災、火災、盗難、いたずらにより損害が生じた場合、市はその責任を負いません。自己の責任と経費で対応すること。
  - 2) 使用許可を受けた者又は使用許可を受けたプレジャーボートが本施設その他に損傷を与えたときは、速やかに管理者に届け出た上で、その指示に従い、自己の責任と経費で原状に回復すること。
  - 3) 使用許可を受けたプレジャーボートが、第三者に損害を与えた時は、使用許可を受けた者が自己の責任と費用で解決すること。
  - 4) 使用許可を受けた者は、台風、高潮等の異常気象により、使用許可を受けたプレジャーボートの安全性が確保できないと判断したときは、使用許可を受けたプレジャーボートを自己の責任で安全な場所へ移動すること。
  - 5) 使用許可を受けた者は、プレジャーボートの事故による対人賠償、対物賠償等を補填するプレジャーボート責任保険の加入を義務づけます。
- 3 使用許可の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
  - 1) 使用料は、条例に基づく金額です。年度途中で使用許可を受けた場合は、月割で計算した使用料を、係留開始前の指定する期日までに納付すること。
  - 2) 使用許可期間満了後も引き続き使用するときは、使用許可満了日の30日前までに、使用許可継続申請を提出し、納付書に従い年間利用料を一括納付すること。使用許可開始日から30日を経過しても使用料の全額納付がない場合は自動的に使用許可を取り消す。
  - 3) 使用料の改定がある場合は、事前に連絡します。なお、年度途中で解約した場合は、既に納付された使用料は還付しません。
- 4 市は、使用許可を受けたプレジャーボートが本施設への入艇時に、実寸の測定、所有者名義等の確認を行い、虚偽申請や齟齬がないことを確認します。虚偽申請や齟齬があった場合は、使用許可を取り消します。確認後、本施設の使用許可を受けたことを証する許可標識（ステッカー）を交付します。  
許可標識は、使用許可を受けたプレジャーボートの見やすい場所（運転席の右横）に貼付すること。  
この許可標識の貼付けがないと本施設を使用できません。
- 5 使用許可を受けた者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及び担保差入することはできません。  
譲渡等をした場合は、使用許可を取り消します。
- 6 使用許可期限を経過して、又は使用許可の取消しを受けた日から係留はできません。係留を継続する船舶は、航行の制限措置をとり、5万円以下の過料を徴収します。
- 7 使用許可を受けた所有者の変更と、艇体の許可長さ（計測値）を超える変更はできません。その場合は新たに申請し許可が必要です。
- 8 施設の整備の改築、運営管理上、許可バース単位に係留位置の変更を市が命令することが出来る。
- 9 使用許可を受けたプレジャーボートは、市が指定した場所のみ係留が可能であり、その他の長期係留設備、漁船係留施設に係留できません。
- 10 係留器具は市が指定する器具等以外は設置できません。万一、設置したときは撤去処分します。
- 11 本施設の利用時間は、日の出から日の入りまでの明るい時間帯とし、夜間航行は自粛してください。
- 12 使用許可を受けた者は、漁業法に基づく漁業権や港則法の規定など関係法令を遵守すること。また、漁業者の漁の妨げをしないこと。
- 13 本施設内では、2ノット以下の速度で航行すること。本施設から航路に出る時は、出入口付近で一時停止して他の船舶の航行を確認の上十分注意した上で航行すること。
- 14 本施設の入出港は、右側通行を原則とし、大回りして航行すること。
- 15 漁港の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがあります。  
また、市が主催又は後援等を行う行事の実施にあたり、当日、施設の利用制限や係留場所の移動を命じることがあります。
- 16 消防法に違反するガソリン並びに危険物の持ち込みは禁止です。
- 17 使用許可を受けたプレジャーボートは小型船舶検査による安全備品の他、所定の安全備品を必ず備えること。また安全のため通信機器（携帯電話等）の設置を推奨します。
- 18 許可を受けたプレジャーボートの係留にあたっては、他人に迷惑をかけないなど、マナーを守ること。
- 19 本施設で海洋レクリエーション業を行うには、別途許可が必要です。
- 20 使用できるバースは、プレジャーボートの実測値が係留設備能力の最大全長及び最大幅以下であること。
- 21 次の行為を行う者に対しては、本施設への入場を拒絶し、又は本施設からの退場を命じます。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
  - (2) 他人に危害を及ぼし又は迷惑になるおそれがある者
  - (3) 他人に危害を及ぼし又は迷惑になるおそれがある動物その他を携帯する者
- 22 本施設内で行ってはいけない行為は次のとおりです。
  - (1) 遊泳や魚釣り
  - (2) 本施設内での火気の使用
  - (3) 廃棄物を放置又は捨てること
  - (4) 急速力での航行又は無謀な運転
  - (5) クイックサービスを除くプレジャーボートの修理
  - (6) 許可を受けたプレジャーボート以外の係留
  - (7) 貝落とし、洗剤による洗艇、マリントイレの使用
- 23 本施設内では、使用許可を受けたプレジャーボート以外の航行を禁止する。

## 9 糸満フィッシャリーナ利用者の航行安全心得

### 1) フィッシャリーナ港内において

- (1) 港内での航行や帆走は、他船の動静に気をつけ、迷惑をかけないようにすること。
- (2) 港内から航路へ出るまでは、引き波を立てないように最徐行すること。
- (3) 港口付近での遊走、停泊はしないこと。

### 2) 航路において

- (1) フィッシャリーナ航路から-7.0m航路（西水路）に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を妨害しないようにすること。
- (2) 航路内での並列航行は避け、また、他船を追い越さないようにすること。
- (3) 航行の妨げとなるような迷惑行為はしないこと。
- (4) 他船と行き会うときは、最徐行をし、右側航行をすること。
- (5) 航路内及び浮標周辺で停留投錨つり、セーリング等は、行わないこと。
- (6) 交差点付近での航行は、譲り合う協調精神をもって、海上ルールに従った最徐行の航行をすること。

### 3) 航路外について

- (1) 海上衝突防止法は、基本的海上交通ルールとして、守らなければならない航法や表示等が規定されています。船舶はそのルールに従うこと。
- (2) 船舶は、操業中の漁船、敷設漁具等から十分な安全距離を保ち、引き波で迷惑を及ぼさないようなスピードで航行すること。
- (3) 特定漁業権区域内漁業の支障になる行為は、避けること。

### 4) その他

- (1) 万が一事故が発生した場合は、付近の船舶、海上保安部署、フィッシャリーナ等に連絡してください。

## 10 申請手順

1. フィッシャリーナ現地事務所所に希望の場所（各大きさの浮棧橋・駐艇場）及び期間に空きがあるか確認する。

↓

2. 条件に合う場所の確認が取れたら、申請書類を漏れなく提出する。

↓

3. 申請書類を審査して、不備がなければ料金の通知を致します。

↓

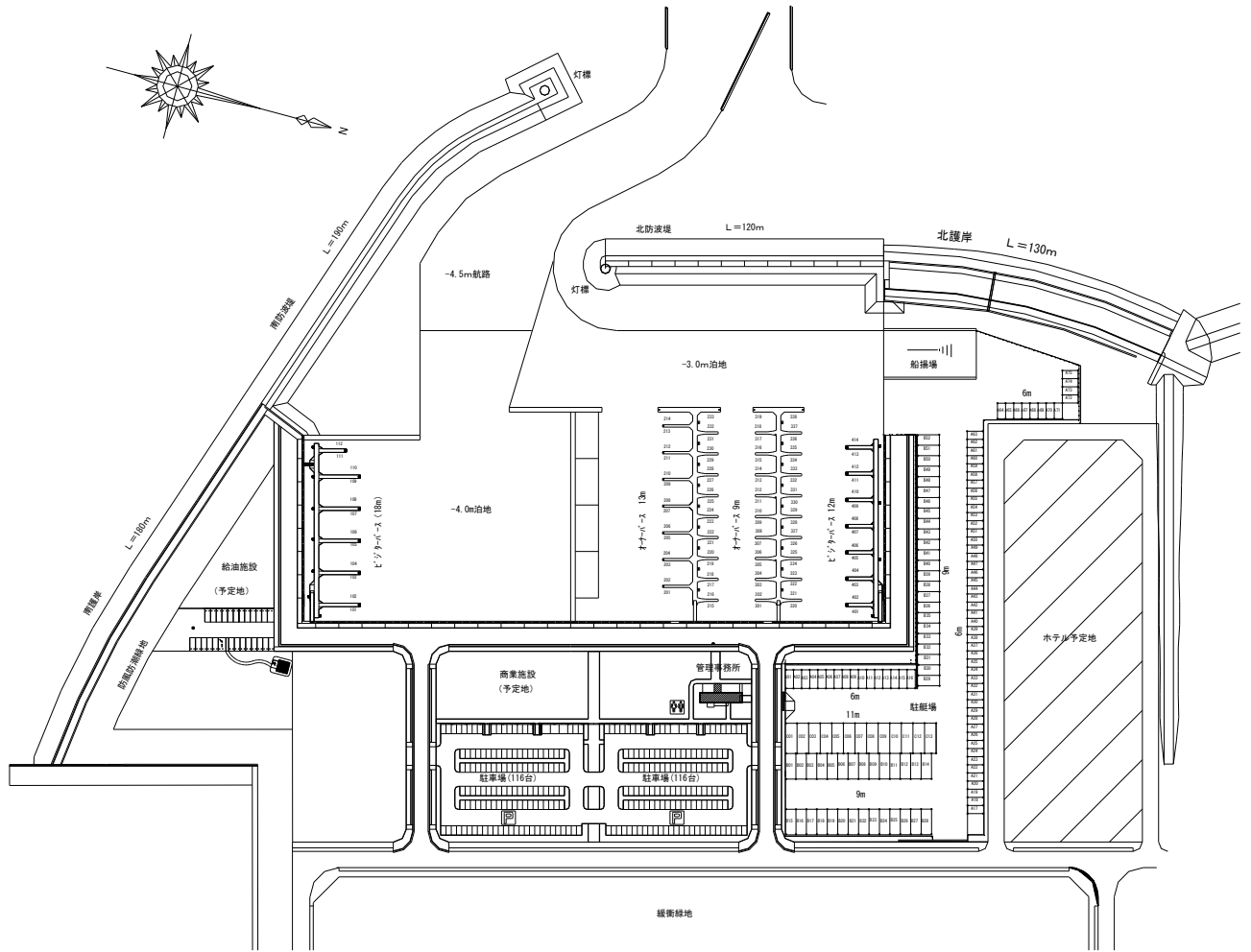
4. 期限内に利用料金をお支払頂き、確認がとれた段階で申請完了となり、利用許可書を発行し利用が可能となります。

※艇搬入後に現場にて実測長を計測します。申請書と異なる場合は、申請書の再提出と正規の利用料金をお支払下さい（返金は致しかねます）。

※利用の年度更新の場合は料金通知と許可書発行を同時に行います。

問合せ及び申請先 糸満フィッシャリーナ 事務所  
〒901-0306 糸満市西崎町1丁目6番9  
電話 098-840-3459 / FAX 098-840-3460  
受付時間 午前8:30～午後5:00  
※毎週水曜と年末年始(12/29～1/3)は休みです

# 1 1 糸満フィッシャリーナ平面図



# 1 2 糸満フィッシャリーナ施設番号配置図

